平成２７年（フ）第１０６号
高知県南国市前浜289番地１
債務者　岡村　康正
１　決定年月日時　平成27年６月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４２号
岩手県北上市大堤西２丁目４番３号　メープルハウス102号、旧住所岩手県北上市鍛冶町２丁目５番５号　レジデンス　ホリカワ101号
債務者　志田　武彦
１　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第４３号
岩手県花巻市西宮野目第３地割503番地３、旧住所岩手県花巻市四日町３丁目10番１号　はなきたハイツＢ２号
債務者　吉田美裕紀
１　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第５１号
岩手県花巻市西宮野目第14地割８番地16　市営天下田アパートＤ305号
債務者　太田代　香
１　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第５４号
岩手県花巻市石鳥谷町小森林第５地割232番地１
債務者　菅原　　仁
１　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第５５号
岩手県花巻市東和町東晴山８区45番地
債務者　須藤　　学
１　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第９３号
群馬県高崎市日高町530番地18　ローズ日高Ｂ107号
債務者　青木　　博
１　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第９４号
群馬県甘楽郡甘楽町大字善慶寺904番地２
債務者　山田　香純（旧姓植杉）
１　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第９６号
群馬県高崎市八千代町２丁目17番５号　マンション須藤103号
債務者　岡田利恵子
１　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第４１３号
埼玉県川口市西青木１丁目６番18―509号　青木住宅
債務者　濱野　正子
１　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４２７号
埼玉県新座市野火止４丁目５番43号　フォレストサイド201号室、旧住所東京都足立区谷在家３丁目１番３号　ドルフｏｚ11　303
債務者　山本　智子
１　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５１９号
埼玉県川口市安行出羽４丁目11番21号　ガーデンハイム202号
債務者　國分　洋子
１　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１９４号
埼玉県春日部市藤塚846番地１
債務者　秋田ジュリエットこと　アキタ　ジュリエット　スアイブ
１　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２０９号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地１街区33棟504号
債務者　南方　智幸
１　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１２４号
埼玉県狭山市大字北入曽367番地の５　ウィンディア小川Ｂ―201
債務者　宮川　市郎
１　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２４９号
埼玉県鶴ヶ島市富士見５丁目21番19―405号　グランモア若葉
債務者　櫻庭　文雄
１　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部